



この、「専用場所駐車標章」
をお持ちの方で

第 年 月 日

専用場所駐車標章

登録(車両)番号	みほん
----------	-----

第1号
道路交通法第45条の2第1項 第2号に該当
第3号

兵庫 県公安委員会 印

標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面(前面ガラスがある場合は、その内側)の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

例えば
こんなとき・・・

- ◎ 免許を自主返納した
- ◎ 免許を取り消された
- ◎ 免許が失効した
- ◎ 妊娠中又は産後8週間以内ではなくなった
- ◎ 再交付を受けた後、失くした標章を見つけた



こんなときは！！

標章をお近くの警察署へ返納して下さい

受付時間 平日9:00~17:00
お問合せ先 兵庫県警察本部交通部交通規制課駐車管理係
078-341-7441 (内線5177)

